

1 策定までの経過

国は令和6年5月に「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」(通称:広活法)を改正し、市町村が主体となって二地域居住を促進するための「特定居住促進計画」を策定できる制度を創設しました。近年、社会情勢の変化や多様な働き方の広がりにより、都市と地方の二拠点に住まいを持つ「二地域居住」への関心が高まっており、これは本町にとって、新たな人の流れを呼び込み、地域経済の活性化や地域の担い手確保に繋がる大きな機会となることから、「美幌町特定居住促進計画」を策定しました。

2 策定のポイント

(1) 二地域居住促進の基本方針

本計画では、次の2つの基本方針を設定し、二地域居住を促進することとしています。

① 交通利便性を活かした二地域居住の促進と関係人口の創出・拡大

女満別空港から車で15分という都市圏からの優れたアクセス環境に加え、国道4路線、道道6路線、JR石北線美幌駅といった充実した交通網を最大限に活用する。これにより、都市部住民が美幌町に気軽に滞在し、二地域居住を体験・継続できる環境を整備するとともに、広域からの多様な人材(関係人口)を美幌町に呼び込み、地域の活動や産業の新たな担い手として参画を促すことで、美幌町の活性化と持続的な発展に繋げる。

② 「都市と自然の融合」を活かした多様なライフスタイルと働き方への対応

豊かな自然環境と都市機能がコンパクトに融合した美幌町の特性を最大限に活かす。「WorkingSpace KITEN」をはじめとするコワーキングスペースや、複数の移住体験住宅の活用・充実を図り、二地域居住、ワーケーションなど、多様な働き方や暮らし方を希望する者へ柔軟な選択肢を提供する。これにより、都市から離れて自然豊かな環境での生活を望む人々のニーズに応え、「びほろ暮らし」の魅力を多角的に提案し、本町ならではの教育環境の提供や地域資源を活かした魅力あるまちづくり、安心して快適に暮らせる生活環境の整備を進める。

(2) 二地域居住者の定義

美幌町では、次の要件に該当する方を美幌町における二地域居住者として認定します。

① 美幌町の自然豊かな環境に魅力を感じ、第2の拠点として愛着を持っていること。

② 町外に住民票があり、かつ、町内に物件を所有している等、居住できる環境が整備されていること。

③ 本町の移住相談拠点施設が運営する二地域居住者で構成されるコミュニティ「美幌が第2のふるさと会」に加入していること。

〈美幌が第2のふるさと会について〉

「美幌が第2のふるさと会」とは、二地域居住者同士の交流、二地域居住者と地域をつなげる場とするコミュニティです。また、これから二地域居住者を検討する方々へ情報を共有するネットワークとしての役割も果たすこととしています。地域との交流を希望する方には、行政や美幌町移住相談拠点施設(KITEN)がマッチングの役割を担います。なお、この会の運営は、「KITEN」が行うこととしています。

3 二地域居住の促進に向けて

(1) 二地域居住者に向けた行政サービスの提供

令和8年度より、建設部で実施する「住宅リフォーム促進補助事業」の補助対象者に、二地域居住世帯が追加されました。これから本町で二地域居住を検討する方々への住宅環境整備の支援となるよう、見直しを図ったものです。

その他、二地域居住者が本町で不自由なく生活できるように、一部の公共サービス提供の検討など、町民と同じように美幌町で生活できるよう、更なる行政サービスの提供を検討していきます。

(2) 国や北海道の事業や交付金の効果的な活用

国や北海道でも、二地域居住の促進に向けて、新たな事業や交付金の検討が進められています。新設された事業や交付金の活用にあたっては、二地域居住の促進に係る計画である「特定居住促進計画」の策定が義務付けられるものと見込まれていることもあり、美幌町でも計画を策定したところです。

今後、美幌町の二地域居住の促進に資する国や北海道の事業実施や交付金の新設の動向に引き続き注視するとともに、更なる二地域居住の促進を図るため、積極的に事業・交付金を活用していきます。

4 その他

- ・ 二地域居住は、本町の移住定住、関係人口の創出に関する取組であることから、令和8年度より、経済部商工観光課に事務分掌を移管しています。